

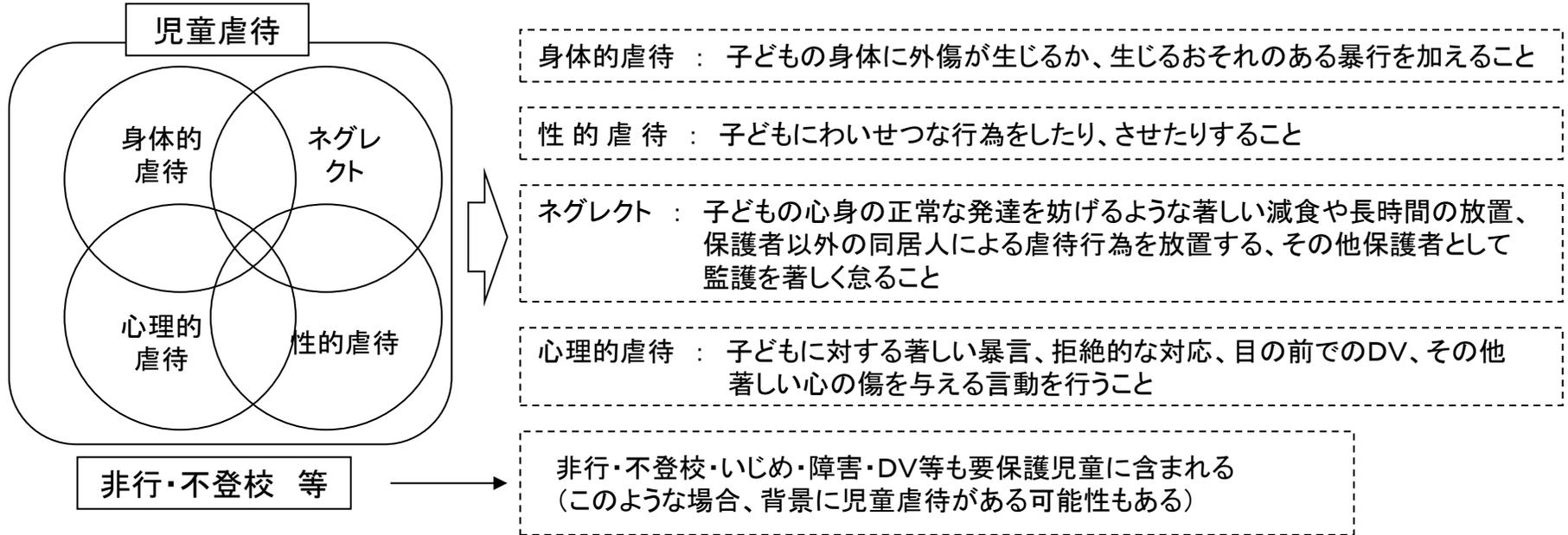
# 熊本市における要保護児童 対策の現状について

熊本市の要保護児童対策等について

# 支援対象児童等とは

## 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者



※H29.4.1より、18歳以上20歳未満の延長者及び保護延長者(以下「延長者等」という)を含めるとともに、その保護者についても、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含める(児童福祉法第25条の2第1項及び第2項)こととされた。

## 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

## 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

児童虐待をはじめとする要保護児童対策として、支援の過程で切れ目のない総合的な支援が必要。

- ①「児童虐待等の発生予防」：虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要(育児の孤立化、育児不安の防止)
- ②「早期発見・早期対応」：虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要
- ③「保護・自立支援」：地域支援・保護・家族再統合等の自立支援

# 通告について

## 通告義務

- 要保護児童を発見した者はこれを通告しなければならない（児童福祉法第25条）
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない（児童虐待防止法第6条）

※虐待であることを通告者が証明する必要はない。また、虐待でなかった場合でも、罰せられることはない。

特に…

- 「学校や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、**歯科医師**、保健師、**助産師**、**看護師**、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」（児童虐待防止法第5条）

※H29年改正法により、「**歯科医師**、**助産師**、**看護師**」についても例示に追加された。

## 通告元の秘匿

- 誰から「通告」があったかについて、秘密はかたく守られます。  
…「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定されるものを漏らしてはならない。」（児童虐待防止法第7条）



虐待を行っている保護者等に、通告をしたことが漏れて関係が悪化するあるいは攻撃対象となることを懸念して通告を躊躇することがあってはならない。

## 守秘義務との関係

- 児童虐待に関する通告は、法令（児福法25条・児虐法6条）に基づくものであるため、守秘義務より優先し、守秘義務違反にはあたらない。

# 要保護児童対策地域協議会とは

## 要保護児童対策地域協議会

### <設置の根拠> (児童福祉法第25条の2)

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

### <協議対象> (児童福祉法第25条の2第2項)

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

## 協議会の趣旨

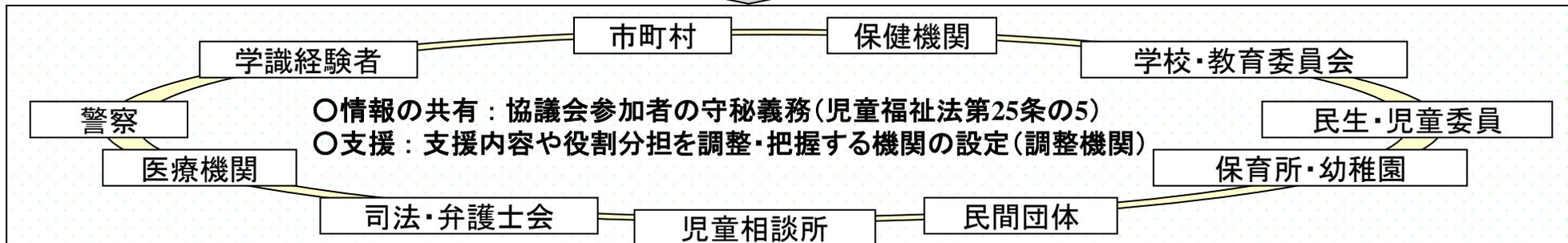
過去の児童虐待による死亡事例において、関係機関が情報を有していたにもかかわらず、地域全体でその情報が共有されなかったため機動的な対応ができず、結果として有効な支援に結びつかなかった事例があった。

こうした状況を踏まえ、要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有する
- 適切な連携の下で対応していくことが重要である

そのため、市町村(場合によっては都道府県)が要保護児童対策地域協議会を設置し、

- 個人情報保護の要請と関係機関の情報共有のあり方を明確化する
- 関係機関相互の連携や役割分担、その調整を行う機関を明確にする等の責任体制を明確化する



# 情報共有と個人情報保護との関係

## 個人情報保護の要請

- ①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない
- ②第三者に個人データを提供してはならない

## 除外規定

### ①法令に基づく場合

- ②児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

## 法定の機関

(児童福祉法第25条の2第2項)

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

## 法に基づく調査権

(児童福祉法第25条の3)

協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

## 守秘義務

(児童福祉法第25条の5)

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(以下、略)

秘密保持の要請・担保

協議会構成員が、児童福祉法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法令に違反することにはならない。

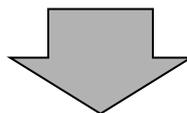
## 要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る 保健・医療・福祉・教育等の連携のいっそうの推進

### ●平成28年の児童福祉法の改正により

支援を要する妊婦、子ども、及びその保護者に日頃から接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校などがこれらの妊産婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するように努めることとされた。

### ●平成29年の児童福祉法の改正により

医療関係職種の例示に、歯科医師、保健師、助産師が追加された。



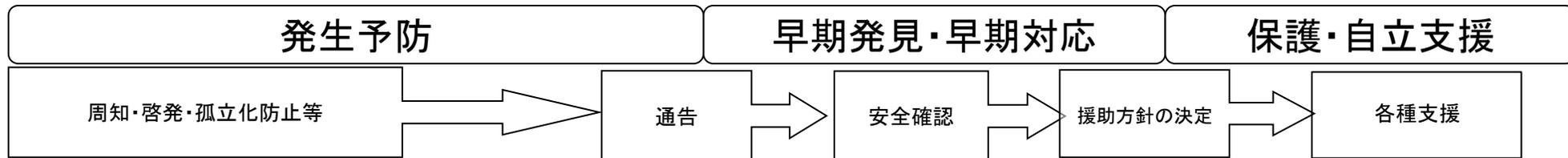
### (児童福祉法第21条の10の5)

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、**歯科医師、保健師、助産師**、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。

○2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

# 熊本市の要保護児童対策事業

…要保護児童対策には、児童虐待等の①「発生予防」、②「早期発見・対応」、③「保護・自立支援」にいたるまでの切れ目のない支援が重要。



- 児童虐待防止広報・啓発事業**
- オレンジリボンキャンペーン
  - 虐待防止啓発ポスター等の配布

- 子育て支援情報の提供**
- わかりやすい育児メモ
  - 満1歳おめでとうカード
  - すくすくマップ・すくすくカレンダー
  - 就学前手引書
  - 熊本市結婚・子育て応援サイト

- 保育・育児環境の整備**
- 保育所の整備
  - 延長保育サービス
  - 一時預かり
  - 児童育成クラブの管理運営
  - ファミリーサポートセンター
  - 病児・病後児保育
  - ショートステイ・トワイライトステイ
  - 子育てほっとサポーター養成

- 子育て親子の交流促進**
- 子育てほっとステーションの設置
    - ・子育て支援センター(20箇所)・児童館(室)(15箇所)・子ども文化会館
    - ・つどいの広場(3箇所)
  - 子育てサークル・子育て支援ネットワーク支援
  - 子育てサロン

- 妊産婦支援**
- 妊娠届出時に全数面接、保健指導
  - 妊産婦健康相談(子育て支援質問票によるアンケートを実施)
  - 妊婦健康診査・妊婦保健指導・妊婦歯科健診
  - 周産期をめぐる関係機関との連携による支援(地域連絡会)

- 通告相談**
- 児童相談所…虐待、養育相談、心身の障がい、非行、里親登録等の相談
  - 各区保健子ども課…虐待、養育に関する相談、妊娠、出産、育児等の保健相談

- 相談**
- 子ども・若者総合相談センター…子ども・若者に関する相談、妊娠に関する悩み相談
  - 子ども発達支援センター…障がいまたはその疑いのある子どもとその保護者に対する相談
  - 各子育て支援センター…育児について、心配事などの相談
  - つどいの広場…育児に関する相談、子育て中の親子のつどいの場
  - 子ども文化会館…育児・健康・しつけなどの相談
  - 各区福祉課…福祉に関する一般相談、女性相談、妊娠相談、家庭児童相談
  - 教育相談室…発達、就学、いじめや不登校など教育に関する相談
  - 熊本乳児院…産前・産後母子支援事業(思いがけない妊娠・出産に関する相談)

- 訪問事業**
- 乳児全戸訪問事業
  - 養育支援家庭訪問事業
  - 母子保健訪問指導
  - 産後ホームヘルプサービス
  - ひとり親家庭日常生活支援事業
  - ひとり親家庭児童訪問援助事業

- 乳幼児の健全育成支援**
- 乳児・幼児健康診査
  - 乳幼児経過観察健診
  - 各種予防接種

- 要保護児童担当職員の配置**
- 各区役所への虐待相談員の配置
  - 児童福祉司の養成

- 妊産婦、子育て中の親支援**
- 助産制度
  - 親の学び推進(家庭教育セミナー・家庭教育学級・乳幼児ママパパ教室)

- 要保護児童対策地域協議会**
- 関係機関による総合的な支援
  - 個別ケース検討会議
  - 区進行管理会議での定期的な進行管理
  - 要保護児童対応マニュアルの作成・配布
  - 調整担当者研修の実施

- 通告への対応支援**
- 通告後、48時間以内の目視確認
  - 児童相談所の出頭要求、立ち入り調査

- 保護・施設入所**
- 児童相談所による一時保護
  - 乳児院、児童養護施設入所
  - 母子生活支援施設入所
  - 里親委託

- 自立支援**
- 家庭復帰に向けた地域支援
  - 家庭復帰後の見守り
  - 保護者への指導
  - 自立に向けた就労支援

# 熊本市における通告・相談窓口一覧

## 通告・相談窓口

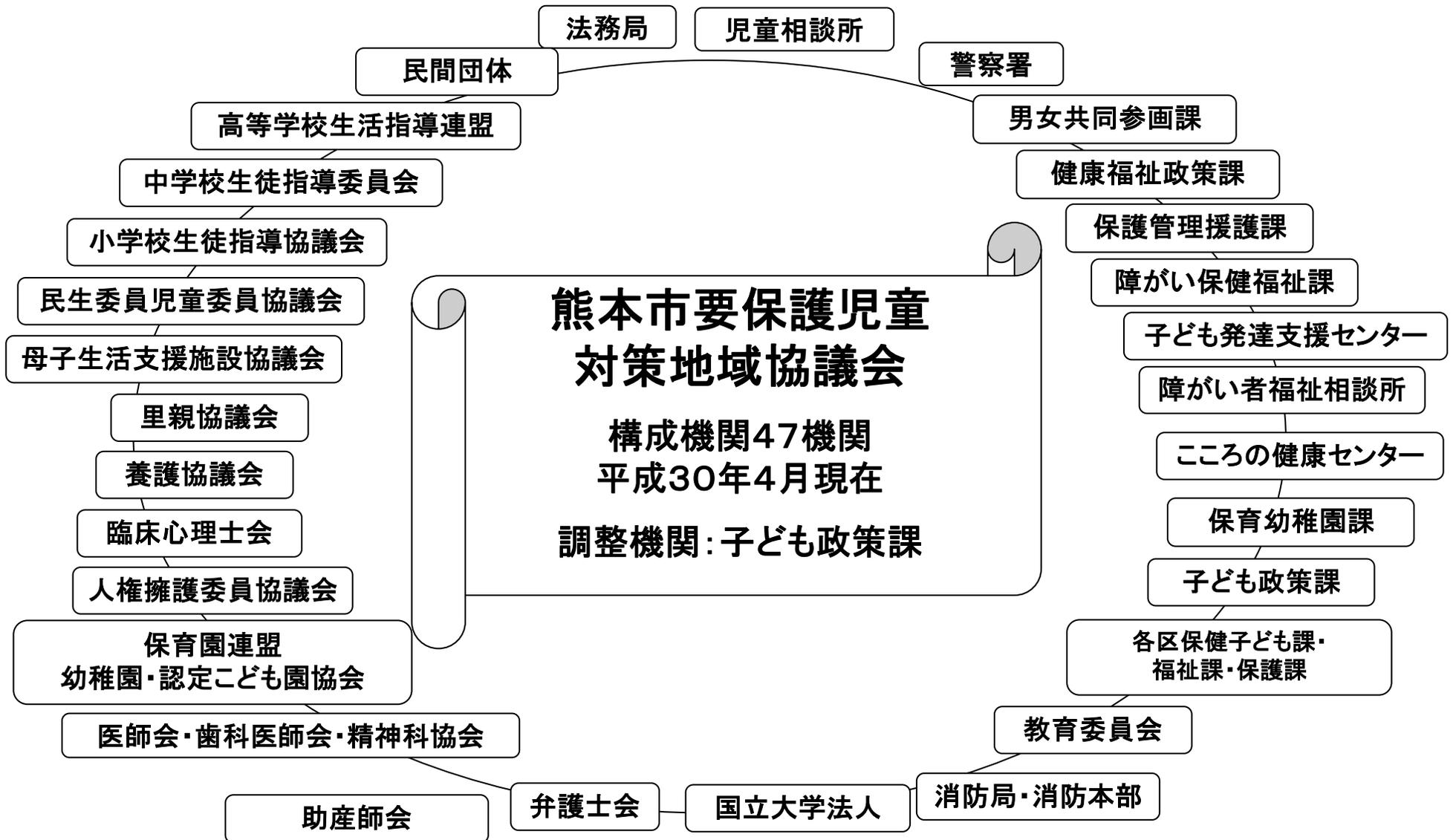
担当課名	種類	電話番号
中央区 保健子ども課	子どもの虐待や養育に関する相談 妊娠、出産、育児などの保健相談など	328-2421
東区 保健子ども課		367-9130
西区 保健子ども課		329-6838
南区 保健子ども課		357-4135
北区 保健子ども課		272-1104
熊本市児童相談所	虐待、養育相談、心身の障がい、非行、里親登録の相談など	366-8181 189 (いちはやく) 児童相談所全国共通ダイヤル

## 相談窓口

熊本市子ども・若者総合相談センター	子ども・若者に関する相談、妊娠に関する悩み相談	361-2525
中央区 福祉課 (福祉相談班)	家庭児童相談	328-2301
東区 福祉課 (福祉相談班)		367-9127
西区 福祉課 (福祉相談班)		329-5403
南区 福祉課 (福祉相談班)		357-4129
北区 福祉課 (福祉相談班)		272-1118
子ども発達支援センター	障がいまたは障がいの疑いのある子どもに関する相談	366-8240
教育相談室	発達、就学、不登校やいじめの相談	362-7070

総合子育て支援センター	育児への不安、心配事などの相談、ふれあいの場	364-0123
小島子育て支援センター		329-7250
西里子育て支援センター		245-0062
白山子育て支援センター		364-4815
池上子育て支援センター		329-0344
京町台子育て支援センター		352-6280
京塚子育て支援センター		381-5784
幸田子育て支援センター		378-7674
清水子育て支援センター		343-6983
植木子育て支援センター		272-0281
あゆみ子どもセンター		339-5673
イルカクラブ		367-0127
さくらっこ子育て支援センター		357-9616
ながみね子育て支援センター		380-6645
だいいち子育て支援センター		357-1245
やまなみ子育て支援センター		365-9111
画図子育て支援センター	284-4770	
城南子育て支援センター	0964-28-2147	
植木山東子育て支援センター「え〜とこ」	272-0699	
植木和幸子育て支援センター「わくわく」	273-1225	
夢もやい館	育児に関する相談	338-3210
つどいの広場 (植木)	子育て中の親子のつどいの場	272-2600
街なか子育てひろば	子育て中の親子のつどいの場	323-3222 (26年6月1日〜)
子ども文化会館	育児、健康、しつけなどの相談	323-0783 (相談専用ダイヤル)

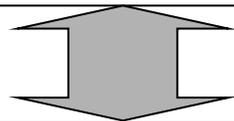
# 熊本市要保護児童対策地域協議会の構成機関



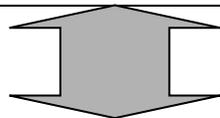
# 協議会の組織

代表者会議

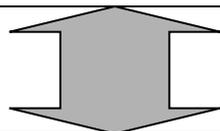
関係機関会議



区児童虐待防止連絡会議  
(実務者会議) (各区)



区進行管理会議 (各区)



個別ケース検討会議

専門部会

# 協議会における各会議の構成について

## 本 庁

### 代表者会議

議長：熊本市健康福祉局長（会長）  
出席者：  
・各構成機関の代表者（〇〇協議会代表、等）  
協議事項：  
・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討  
・地域協議会の活動状況の報告と評価  
開催頻度：年1回以上

#### <関係者会議>

個別の事項に協議を要する場合は、会長が当該事項の関係者を招集し、協議を行う。

### 市調整機関

調整機関：子ども政策課（市主管課）

調整機関の業務：

- 1：協議会に関する事務の総括  
要綱所管  
代表者会議の議事運営  
協議会にかかる資料の保管
- 2：協議会全体の総合的な企画・連絡調整
- 3：要保護児童対策に関する総合的な企画・連絡調整
- 4：その他要保護児童の支援の実施に関し必要な事項  
ただし、区児童虐待防止連絡会議、区進行管理会議、個別ケース検討会議の調整機関業務は、区役所担当課が行う
- 5：要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の実施

## 各 区

### 区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）

議長：保健子ども課長  
出席者：  
・各構成機関の実務担当者、SV  
協議事項：  
・区内の年間活動方針の策定、全市代表者会議への報告  
・児童の支援に関する情報交換、研修による職員育成等  
・その他協議会の運営に必要な事項  
開催頻度：年1回以上（各区）

### 区進行管理会議

進行：区保健子ども課長が指名する者  
出席者：  
・保健子ども課、児相、区役所関係課（保護・福祉等）、  
教委、その他必要な機関、SV  
協議事項：  
・進行管理（全ケースの定期フォロー）  
・その他の運営に必要な事項  
開催頻度：月1回程度

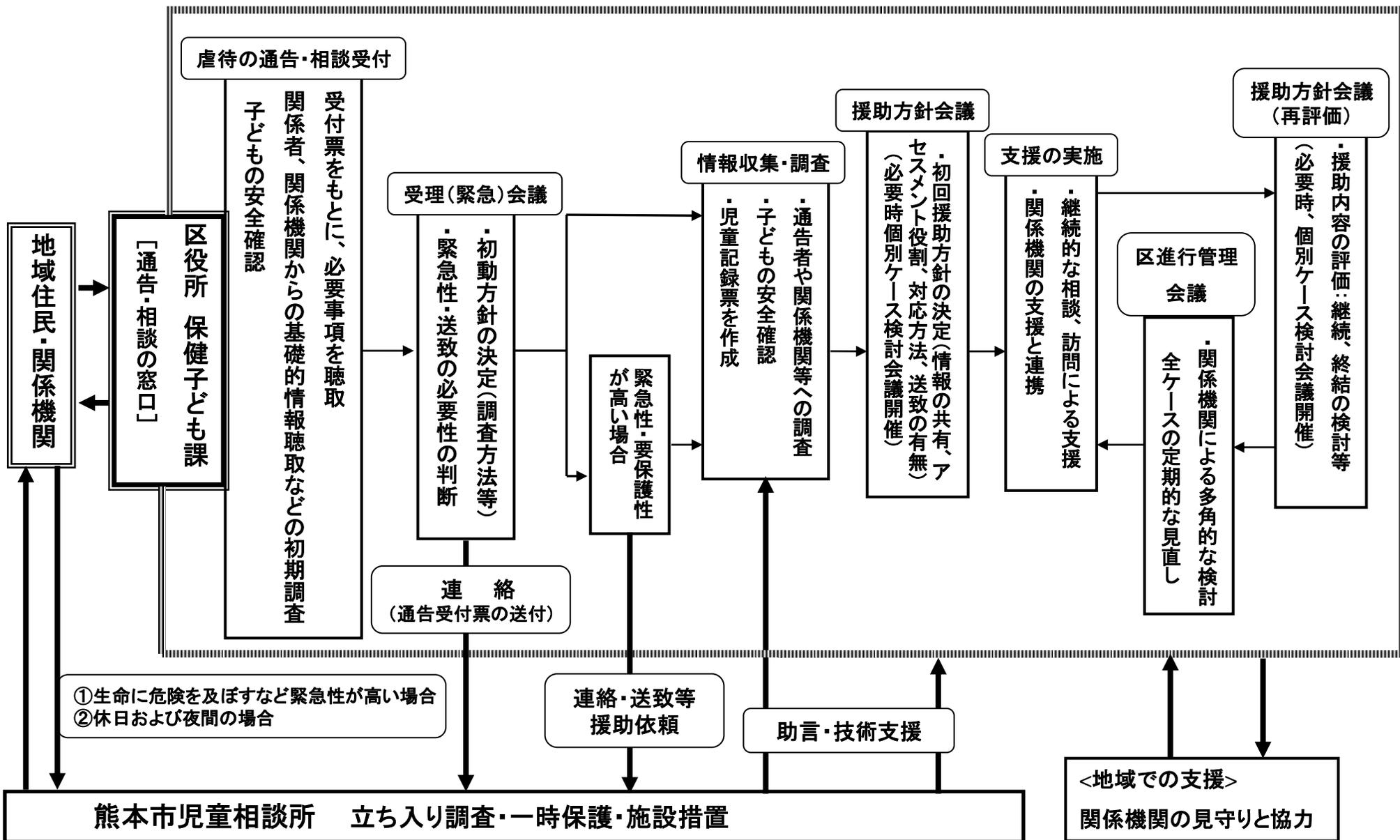
### 個別ケース検討会議

議長：主担当機関の長が指名する者  
出席者：  
・個別ケースの関係者  
協議事項：  
・具体的な支援の内容の検討及び情報共有  
・主担当機関、主たる援助者の決定など  
開催頻度：随時

### 事務局

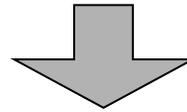
担当課：保健子ども課  
区児童虐待防止連絡会議、区進行管理会議、  
個別ケース検討会議の調整業務

# 支援の流れ



# 要保護児童対策地域協議会に関わることの効果

- ◎リスク因子の共通認識
- ◎主担当機関の決定
- ◎リスク判断の共通認識
- ◎役割の明確化
- ◎援助方針の統一



## 早期発見・対応

- 児童虐待等の情報が調整機関に一元化
- 関係機関等の連携した対応・気になるレベルでのケース紹介・たらい回しや放置ケースが減少
- 深刻化する前に適切な支援

## 関係機関の連携

- ケースの理解・援助方針を多角的・総合的に検討可能
- ケースの押しつけ合いが解消
- 関係機関等の特色を生かした多様な援助が可能に

## 担当者の意識変化

- 「仲間」としての連帯感向上
- 関係者全員で問題を共有
- 認識・対応の温度差解消
- 援助の質の向上

# 子ども虐待死亡事例等による検証結果等について(第13次報告)の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待保護事例の検証に関する専門員会【平成29年8月】

## 1. 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)に対する調査により把握した、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例 72例(84人)を対象とした。

区分	第13次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	48(8)	24(0)	72(8)
人数	52(8)	32(0)	84(8)

※未遂とは、親は生存したが、子どもは死亡した事例

※( )内は、都道府県が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例の内数

## 2. 死亡事例(心中以外)の分析

【死亡した子どもの年齢】 0歳児が30人(57.7%)と最も多く、0歳のうち 月例0ヶ月児が13人(43.3%)。

【虐待の種類】 身体虐待35人(67.3%)、ネグレクト12人(23.1%)、不明5人(9.6%)

【主たる加害者】 実母26人(50.0%)と最も高く、次いで実父12人(23.1%)

【加害の動機】「保護を怠ったことによる死亡」6人(11.5%)、「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」「泣き止まないことにいらだつため」が5人(9.6%)※複数回答

【実母が抱える問題】「予期しない妊娠/計画していない妊娠」18人(34.6%)、「妊婦健康診査未受診」17人(32.7%)、「若年(10代)妊娠」13人(25.0%)

【関係機関の関与】 児童相談所の関与あり16例(33.3%)、市町村(虐待担当部署)の関与あり19例(39.6%)、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、14例(29.2%)であった。

## 第1次から第13次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、  
マターティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

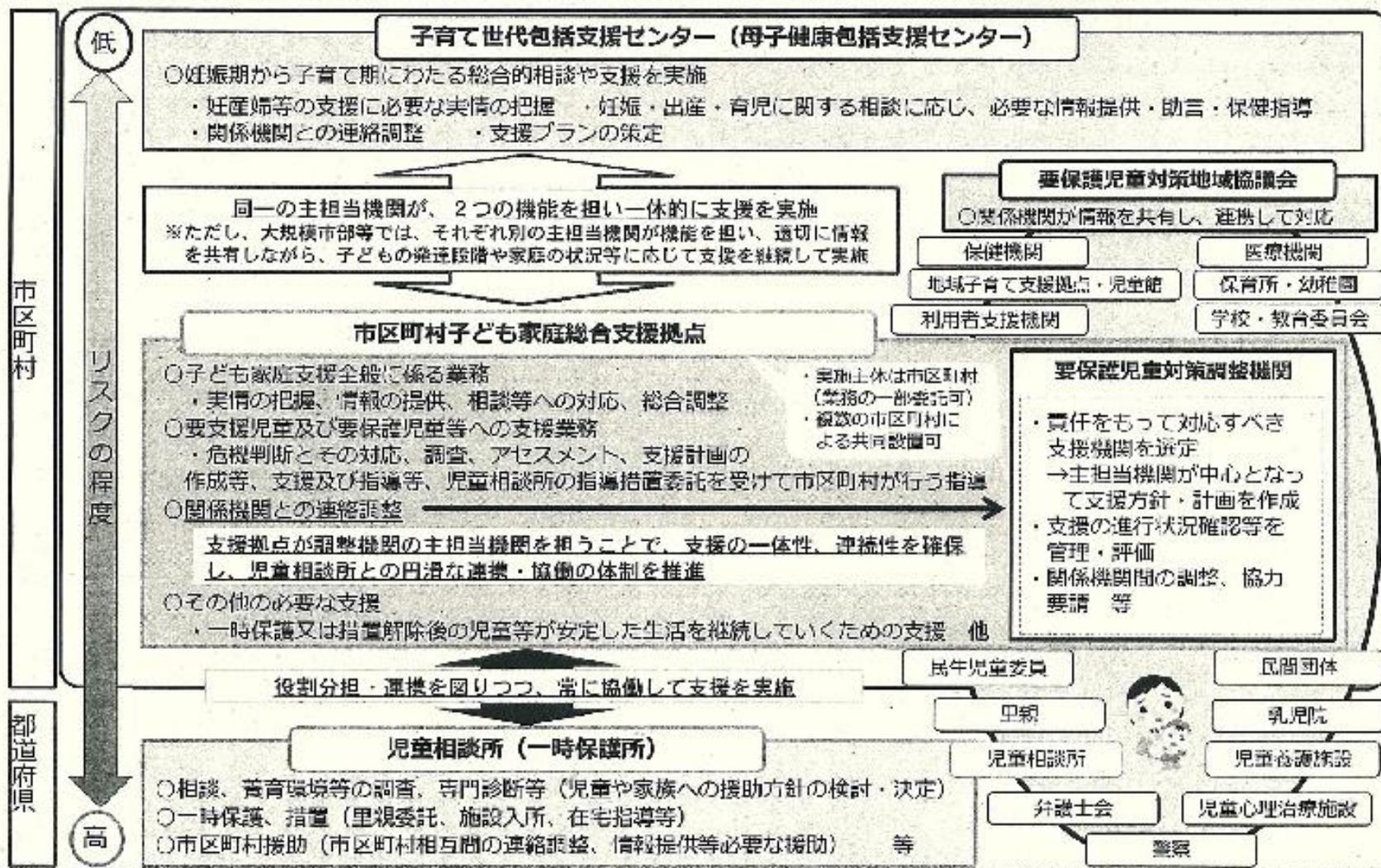
### 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたりリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第13次報告より追加した留意すべきポイント

# 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を定め、各市区町村の母子及び子育て支援相談の体制を定めて連携すること。

# 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成29年法律第69号)の概要

(平成29年6月14日成立・6月21日公布)

## 改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

### 2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

### 3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

### 4. その他所要の規定の整備

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年4月2日)